

生殖補助医療法制化検討委員会（プロジェクト）の設置について

1. 設置の目的

生殖補助医療に関しては、先進諸国では発展と普及に対応して、治療の許容性や実施条件、親子関係に関連する法整備が進んでいるが、わが国では法制化の必要性が学会・医会、司法の現場等から指摘されているものの、いまだ法規制がなく、日本産科婦人科学会の見解に準拠し、医師の自主規制のもとに実施されている。

社会の関心が高い代理懐胎や第三者からの提供配偶子（精子・卵子・胚）の倫理的妥当性のみならず、配偶者間の体外受精、胚移植、着床前診断等のあり方についても議論し、法制化に対する日本医師会としての意見を集約する場として本委員会を設置する。

2. 委員

丹羽 国泰	(岡山県医師会長)
寺尾 俊彦	(日本産婦人科医会会長)
吉村 泰典	(慶應義塾大学医学部産婦人科教授)
石原 理	(埼玉医科大学産婦人科教授)
滝田 研司	(岩手県医師会常任理事)
佐々木悦子	(宮城県医師会常任理事)
浮田 俊彦	(石川県医師会副会長)
藤野 俊夫	(山口県医師会監事)
温泉川梅代	(広島県医師会常任理事)
髙島 次郎	(東京財団研究員)

3. 運営

3回程度開催予定。

4. 担当役員

羽生田副会長、今村常任理事、藤川常任理事

5. 担当課

企画課、地域医療第三課、医事法・医療安全課